

UTM & セキュリティスイッチ で守る!

ダブルの設置で
情報セキュリティ
対策を!

サイバー被害を防ぐには多層防御をおすすめします!

UTM (統合脅威管理)

- ★通信を監視しながらログの取得が可能!
- ★有害サイトへのアクセスや社内情報流出をブロック!
- ★ネット回線からの不正アクセス・ウイルス侵入をブロック!

外部から侵入するウイルス

出入口を守る

ウイルスの侵入をブロック

情報流出をブロック

社内ネットワーク

ウイルスの拡散を抑制

社内を見守る

内部で感染したウイルス

セキュリティスイッチ

- ★持ち込み機器から感染したウイルスの拡散をブロック!
- ★外部端末からのネットワーク接続をブロック!

※ メーカー・機種等により仕様が異なります。詳しくはお問合せください。
● 本製品はネットワーク上の脅威に対してそのリスクを低減させるための装置となります。導入することにより、その脅威を完全に排除することを保証するものではありません。

NTT東日本にご相談ください!

企業でも被害が発生中！サイバー攻撃の実態



日々巧妙化していくウイルスやランサムウェアによるサイバー攻撃。ビジネスにおいて多層防御による情報セキュリティ対策が理想です！ウイルスの侵入を防ぐ「出入口対策」と内部拡散の被害を食い止める「内部経路の対策」。万が一に備えて今こそ情報セキュリティ対策を見直しましょう！

「情報セキュリティ 10大脅威 2020(組織)」

順位	組織	昨年順位
1位	標的型攻撃による機密情報の窃取	1位
2位	内部不正による情報漏えい	5位
3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害	2位
4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃	4位
5位	ランサムウェアによる被害	3位
6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止	16位
7位	不注意による情報漏えい(規則は遵守)	10位
8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取	7位
9位	IoT機器の不正利用	8位
10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	6位

巧妙化する「標的型攻撃」の手口

独立行政法人情報処理推進機構(IPA、理事長:富田達夫氏)は、情報セキュリティにおける驚異のうち2019年に社会的影響が大きかったトピックなどの中から「10大脅威選考会」の投票によりトップ10を選出、「情報セキュリティ10大脅威2020」(個人と組織)として公表しました。

組織向けの脅威では「内部不正による情報漏えい」が昨年の5位から2位にランクアップ。また、「予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止」が6位に復活ランクインしました。

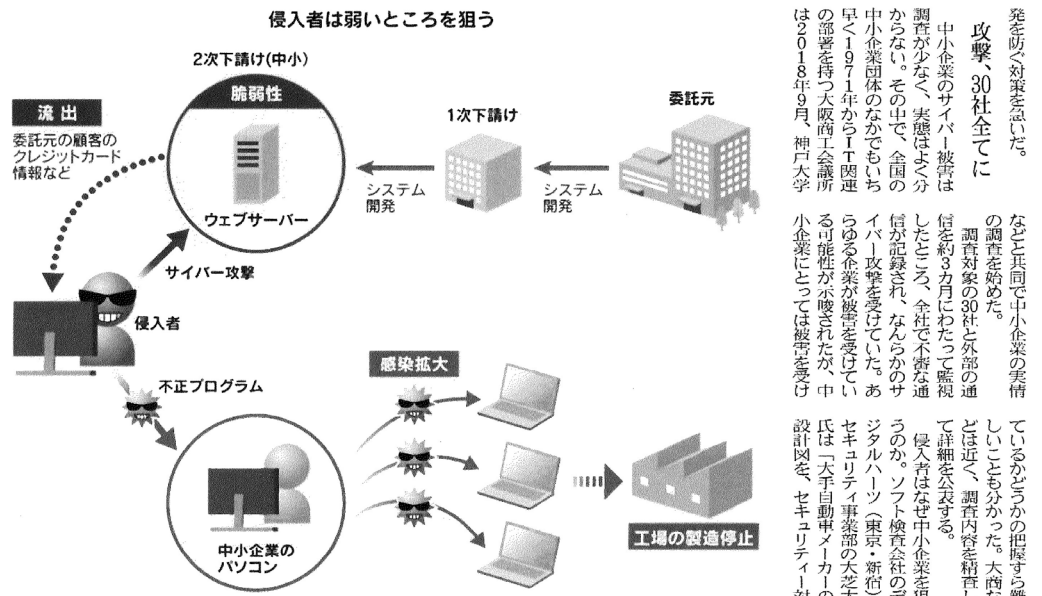
1位は昨年に続き「標的型攻撃による機密情報の窃取」でした。メールやウェブサイトを通じたり、不正アクセスによるなどしてウイルスに感染させる手口が目立ち、巧妙な仕掛けが施されたウイルスも確認されています。被害を早期検知し、被害後即座に対応できるシステムが求められています。

出典:独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威 2020」(2020年4月)

DIGITAL TREND

中小のサイバー対策徹底4%

サプライチェーンに死角



「貴社のパソコンから不審なメールが届いた」。都内で自動車部品工場である中小企業は受注先の完成車メーカーから注を受け、パソコンがウイルスに感染していたことが分かった。この企業は完成車メーカーから受発注に伴う重要なデータを受け取る立場にあった。IT(情報技術)担当者がいなかったこの企業は完成車メーカーが指定するシステム会社に駆け込み、再

「貴社のパソコンから不審なメールが届いた」。都内で自動車部品工場である中小企業は受注先の完成車メーカーから注を受け、パソコンがウイルスに感染していたことが分かった。この企業は完成車メーカーから受発注に伴う重要なデータを受け取る立場にあった。IT(情報技術)担当者がいなかったこの企業は完成車メーカーが指定するシステム会社に駆け込み、再

海外から侵入も 侵入者は対策が弱い中小企業にフィッシングメールを送ったり、ウイルスに感染させたりしてサプライチェーンへの侵入を試みる。MS&A D インターリクス総研サイバーリスク室の土井剛平氏は「特定はできないが海外からの攻撃が多く、政府が関与している」と指摘

「IP Aは17年に、サプライチェーンにおけるセキュリティリスクについて1249社に聞いた。取引先が仕事を頼む「再委託先」など、直接の取引先が自社と関係する企業のサイバー対策を把握できていない企業は47%にとどまった。大企業から見ると事業の委託が連鎖するほど、状況の把握は難しくなる。

責任の所在、被害時の課題 サプライチェーンが狙われると、被害は複数の企業にまたがる。事故が起きたら、責任の所在が問題になる。情報処理推進機構(IPA)の横山尚人氏によると、責任の範囲は企業が自ら契約のなかで定める。だが「サイバー対策を想定していない契約もまだ多い」という。

IP AがIT(情報技術)業務の委託に際して調査したところ、システム仕様の対応について、委託元と委託先が責任範囲を文書に記載していない例は全体の8割にのぼった。

経済産業省などは契約のなかでどのように責任の範囲を定めるかの議論を進めてきた。例えば契約書に役割分担表を付け、セキュリティの確保は委託先・委託元の両者で担うという手法があるという。契約書でもサイバー対策への意識が求められている。

出典:日本経済新聞、2019年7月2日付



ご相談・お問い合わせは、NTT東日本情報機器特約店までどうぞお気軽にご相談ください。